

「さいたま市いじめ問題救済機関相談業務」優先交渉権者選定基準

1 優先交渉権者決定の概要

本業務は、いじめ等による被害から児童等を救済するため、いじめ問題救済相談室を設置し、いじめ等に関する相談に対し、当該事案の迅速な解決に向け、関係機関等との相互協力及び連携を図り、相談業務を行うものである。

事業者の選定にあたっては、提案上限額の範囲内の価格を提示した者のうち、企画提案書、プレゼンテーション等を通じて、さいたま市いじめ問題救済機関において実施する「相談業務」について、事業者からの企画提案内容を総合的に評価したうえで、優先交渉者を決定する、「公募型プロポーザル方式」によって行う。

2 評価の方法

提出された企画提案書等に対し、「さいたま市いじめ問題救済機関相談業務受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員が、それぞれ「**表 1 提案項目、審査の視点及び配点**」に則り、評価点を算出する。

- (1) 各委員の点数は、満点を100点とする。
- (2) 全委員の評価点の合計（以下、「総合評価点」という。）が最も高い提案書を提出した者を最優秀提案者として特定し、優先交渉権者とする。
- (3) 評価点の最も高い者が2者以上あるときは、選定委員会の委員の多数決により決定する。
- (4) (3) による者が2者以上あるときは、選定委員会委員長の定める方法により決定する。

3 採点

企画提案書をもとに、委員会の各委員により提案内容等の審査及び採点を行う。なお、本業務の履行にあたっては、事業者の幅広い能力・ノウハウ等が重要であることから、算出した点のうち、企画提案書に関する各委員の平均得点が60点以上を満たさない場合は失格とする。採点基準は、次ページ表1のとおりとする。

【表1 提案項目、審査の視点及び配点】

提案項目	審査の視点	配点
1 提案者の実績		
(1) 類似の相談業務実績	・本業務と類似した相談業務の実績を有しているか	20点
2 業務内容		
(1) 本業務に対する提案者の理解	・業務の目的を十分に理解した提案となっているか	10点
(2) 業務の実施体制	・本業務の求める相談員に該当する者を十分に有しているか ・相談員について、適切な人員配置及びバックアップ体制が取られているか	20点
(3) 相談員の能力向上に対する取り組みの実施	・適切な助言等を行うために、効果的な研修体制が整っているか	15点
(4) 関係機関との連携	・相談者等の状況に応じ、市の機関を含めた関係機関と効果的かつ効率的に連携できる体制となっているか。 ・これまでの業務実績により構築した独自の連携先等を有しているか。	10点
(5) 相談記録及び救済の申立てに対する事務処理	・相談記録票の整備や救済の申立てに対する事務処理を円滑に行う工夫がされているか	10点
(6) 安全対策、危機管理	・個人情報等の情報漏洩対策など、危機管理体制が構築されているか	5点
3 独自のアイデア等		
(1) 専門的な知見を活かした支援に対する特段のアイデア等	・要求水準書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか ・SNS等の活用がされているか。	10点
4 価格		
(1) 参考見積額 (2) 内訳	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか。 ・内訳に無理はないか。	—
合計		100点

※最高得点者が2者以上の場合は、選定委員会により協議を行い、最優秀提案者を決定する。

注:見積額の取扱い 見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

- ① 最優秀提案者を特定する際に使用することがある。
- ② 告示文にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位 付け等）は行わない。

【企画提案書における採点】

採点基準（提案書評価）	乗数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている、又は、記述がない	1点

4 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) さいたま市いじめ問題救済機関相談業務企画提案実施要領の「3 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合
- (5) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (7) 企画提案書に関する、各委員の平均得点が60点以上を満たさない場合